**＜令和６年度相模原市野球協会登録に関する注意事項＞**

相模原市野球協会登録票の作成につきましては、以下の点に注意のうえ作成してください。

指定の様式以外では受付できません。なお、提出の際は、必ず控えを保管してください

**必ずホームページからダウンロードした登録票データを使用してください**

**＜過去の様式は使用しないでください＞**

**＜登録用紙の書式、フォント、位置などは変更しないでください＞**

１　登録できる方

「相模原市野球協会加入基準」に記載されている市内に在住、在勤又は在学する高校年齢層以上の者（性別は問わない）で、監督、主将及び選手の合計１４名以上２５名以下（１３名以下のチームは登録できません。）と　　　マネージャー１名、スコアラー２名です。（※登録票に記載のない方は、ベンチに入ることはできません。）

（１）事業所チーム

　　　市内事業所に所属する者で編成し、登録人員の３分の２以上が同一職場（市内）に勤務する者。

（２）クラブチーム（地域チーム）

　　　市内、隣接市村（町田市、八王子市、檜原村、上野原市）、神奈川県内に居住、勤務する者および市内に在学する者。ただし、チームの構成者の３分の２以上は、市内に居住、勤務および在学する者とすること。

　　　市内に在学（※）する者で学生野球組織等に所属していない者。

（３）学生チーム

　　　市内に所在する学校等に所属する学生野球組織等に所属していない者。

　　　なお、全日本軟式野球連盟（以下「全軟連」という。）が認めていない野球組織等に所属できない。

※現在の登録区分は、案内通知の「級―番号　チーム名」の前に記載しています。

事業所チーム：【事】、クラブチーム：【ク】、学生チーム：【学】

※「在学」とは学校教育法第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校、第134条に規定する各種学校に在籍していることをいいます。

※職業野球競技者及び他の団体に登録されている者は登録できません。

※他市町村の野球協会・連盟等との二重登録はできません。

２　代表者

（１）市内に居住、勤務または在学であること。

（２）記載する住所はチーム所在地とし、会則において「会員は（中略）市内に所在するもの」とされ、加入基準において「チームの所在地は、市内であること」と規定されていることから、相模原市内の住所（事業所チームは事業所の所在地、クラブチーム、学生チームは代表者の住所（ただし、代表者が市外に居住し、市内の企業に勤務、在学の場合は、市内の企業、学校の所在地）を御記入ください。

※郵便物が不着になる恐れがある場合等は、所在地の下にカッコ書きで郵便物の届く住所を御記入ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 代表者 | 氏　名 | ○　○　　○　○ |
| 〒 | ○○○－○○○○ |
| 住　所 | 相模原市中央区中央○―○―○  （〒　　　××市△△町○―○―○） |

３　選手氏名

（１）背番号の若い順にご記入ください。なお、使用できる番号は、監督３０番、主将１０番とし、０番から　　　　　９９番までです。

（２）**年齢は令和６年４月１日現在**でご記入ください。なお、**チーム構成員が全て満４０歳以上の場合は、マスターズ級の登録**となります。また、**チーム構成員が全て満 ５０ 歳以上の場合は、シニア級登録**を認めます。

**※Ａ級からＤ級までの登録選手**のうち、**令和６年４月１日時点で４０歳以上**の選手については、　　　　**既存のマスターズ級のチーム**、**５０歳以上**の選手については**既存のシニアチームへの登録も可能**です。なお、**新たにマスターズ級、シニアチームを構成する場合は新規加盟申請が必要**となります。

（３）「該当項目を■」の欄は、加入基準にある登録要件を確認するものですので、該当する項目の□を黒く塗りつぶしてください。

　　　【市内】　□在住・・・勤務地にかかわらず相模原市内に居住している方

□勤務・・・市外に居住している方で、市内の企業等に勤務している方

□在学・・・市内に居住または規定する学校等に在学する学生で、学生野球組織等に所属していない方

【県内、隣接市村】　□在住・・・勤務地にかかわらず神奈川県内、隣接市村に居住している方

□勤務・・・居住地にかかわらずに神奈川県内や隣接市村の企業等に勤務している方